

宿南小学校いじめ防止基本方針（令和5年4月3日改訂）

1 学校の方針

本校では、校訓「正しく 明るく 強く」のもと、八鹿青溪校区の小中一貫教育を進め、学校教育目標に「ふるさとを愛し 自らを高め 未来への道を切り拓く 八鹿青溪っ子の育成」を掲げ、地域と連携した生活指導を進めている。宿南地区では小中一貫教育を基に、ふるさと宿南の豊かな自然や文化、伝統、人材を生かした教育の展開と、地域とともにある学校づくりを推進している。また、一人一人の個性や能力を生かし、常に「志」や「希望」をもって困難に立ち向かっていけるよう、あらゆる教育活動を通して、たくましく生きる力を育むことをめざしている。

兵庫県いじめ防止基本方針及び養父市いじめ防止基本方針が改訂された。これを受け、本校でもすべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備しおこなう。また、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に適切かつ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針（改訂）」を定める。

2 基本的な考え

本校は令和4年度に創立150年を迎えた歴史と伝統のある学校であり、更なる発展をめざしている。校区には、県指定文化財に指定され「但馬聖人 池田草庵先生」が開かれた「青谿書院」を有している。「草庵先生の教えに学ぶ宿南っ子」を目標に掲げて、独りの時を慎むという「慎独」の実践や「あいさつ・後始末、スリッパ揃え、言葉遣い、掃除、返事」を大切にする「あすこそへ運動」に取り組んできた。今後も、地域と連携した多様な体験活動を行い、一人一人の児童に密接に関わるなど、小規模校としての利点を生かしつつ、自分自身の良さを実感し自主・自律の精神を持った「草庵先生の教えを生かす宿南っ子」をめざし日々取り組んでいく。

また、地域の方々からも日々見守られていることに感謝し、敬老の日の手紙を始め、秋の運動会、学習発表会へのお誘いの手紙を差し上げることで交流している。さらに、年2回の「青谿書院清掃」では、地域の方と一緒に汗を流すなど、地元と連携した教育活動に取り組み、思いやりの心を育んできた。

いじめについては、小規模校の利点を生かし、平素より教師集団が、個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を把握する中で、児童の微妙な変化に対応し、いじめの早期発見に努めている。そして、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するために、以下の体制を構築し取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制

（1）いじめの定義と基本的な認識について

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童との一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。以下はいじめについての基本的な認識である。

①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめはその態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(2) いじめに対する本校の基本姿勢

いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

- ①「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という雰囲気をつくる。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ④いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

(3) いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、様々な教育活動等を通して、児童一人一人が認められ互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切にした授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

○児童に対して

- ・児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるよう様々な機会を通して指導していく。
- ・周りの児童への対応

どんな理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。その上で、いじめを見たらやめさせたり、教職員や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

○教職員の姿勢

- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、様々な場面において児童に示す。
- ・児童同士、児童と教職員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れ

るように、子どもが主役の学級経営に努める。

- ・思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導のあり方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、傾聴する姿勢を持つ。
- ・いじめについての理解（構造・発見法・対処法）を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で抱え込むことなく、管理職への報告や他学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。
- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、児童会等の児童自身の手による取組を促す。

○保護者・地域に対して

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・学校の諸活動や児童の様子について、積極的に発信する。

（４）いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

○いじめの早期発見に向けて

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得るものである」という基本認識に立ち、子どもを語る会等で情報を交流し、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・月末には「ふりかえりカード」により児童の変化を捉える。トラブルを抱えている児童に対しては個別に面談を行う。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年や生活指導委員会等で気づいたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年部等で教育相談活動を行い、悩み等を聞き把握に努める。

○いじめの早期解決に向けて

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長や「いじめ対応チーム」を中心に全ての教職員で対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力して解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心のケアのために、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を取りながら指導を行っていく。

○保護者・地域・関係諸機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を与えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

(5) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者より構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。(別紙1 校内指導体制及び関係機関)

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃すことのないよう、早期発見のためのチェックリストを別に定める。(別紙2 チェックリスト)

(6) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うために、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。(別紙3 年間指導計画)

(7) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。(別紙4 組織的対応)

(8) 学校評価の活用

学校評価の中にいじめ防止対策の取り組み状況等を位置づけ、PDCAサイクルを通して、必要に応じて学校指導体制の改善を図る。

4 インターネットを通して行われるいじめに対する対策

インターネットを通して行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行われる対策

- ・情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ・携帯電話、スマートフォン等の所有児童と使用状況を把握する。
- ・養父市こどもSNSルールを確認し、その遵守に努めさせる。

(2) 家庭に対して行われる対策

- ・児童の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ・SNSを使った情報発信等については、校外で行われるため、保護者への啓発活動を繰り返し行う。

(3) 発生時の対応について

- ・教育委員会・警察・関係機関との連絡を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。
- ・被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

5 重大事態への対応について

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」また、「いじめにより当該学校の児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

このような重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応する。

(1) 重大事態の報告

すみやかに教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

(2) 調査について

教育員会の判断により、学校主体で調査を行う場合、「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事案の態様に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

① いじめを受けた児童生徒に対して聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から聴き取りが可能な場合は、十分に話を聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査、聞き取り調査を行うことが考えられる。この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。いじめを行っている児童生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童に対しての事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

② いじめを受けた児童生徒に対して聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院等で聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

(3) 児童の登校について

被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。

加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について、教育委員会と協議する。

6 その他の事項

地域とともにある学校をめざして取り組んでいるが、いじめ防止等についても家庭や地域とともに取り組む必要があるため、策定した方針については、学校ホームページで公開するとともに、学校運営協議会、PTA総会、学級懇談会、個別懇談会、地区懇談会等、あらゆる機会を利用して情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、基本方針が実情に即して効果的に機能しているかを「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際しては、学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童の意見を参考にするなど、いじめ防止等についての児童の主体的かつ積極的な実践となるよう留意する。また、家庭や地域と連携した基本方針となるよう、保護者、地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。